

R4 要望内容	担当部署	回答
I. 感染症対策と資材・エネルギーの高騰対策について		
1. コロナ融資の据置期限対策		
<p>(1)ゼロゼロ融資（国・県コロナ融資）の元金償還や利払いが本格化すると、業績が回復途上にある中小企業者は資金繰りに窮することが懸念される。売上高は回復傾向にあるものの、経営の立て直しに時間を要する中小企業者に対する支援策として、「伴走支援型特別保証制度」を改正し、償還期間の延長および資格要件の緩和（対象者の拡大）をはかること。</p> <p>《要件の緩和》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込人資格要件：売上高減少15%以上→15%未満でも対象 ・保証（償還）期間：10年以内（据置期間5年以内）→20年以内（据置期間5年以内） 	商工労働部	<p>いわゆるゼロゼロ融資の出口対策として、全国知事会とも連携し国に対して借換制度の創設などを提言してきた結果、国の新たな経済対策において、低い保証料率で借換えることができる制度が創設されたところです。</p> <p>県では、特に業況の厳しい事業者には県独自で保証料の上乗せ補給を行うとともに、国の新たな制度を活用した経営改善支援融資を創設するなど、事業者の資金繰り支援を行っています。</p> <p>引き続き、金融機関や商工会・商工会議所などの関係機関と連携し、事業者の資金繰り状況などの情報収集に努め、必要に応じて対策を検討してまいります。</p>
<p>(2)ゼロゼロ融資を利用している中小企業者のうち、特に業況が厳しい事業者の資金繰りを支えるため、ゼロゼロ融資の据置期間及び償還期間の延長並びに同融資の条件変更に伴い発生する追加保証料に対する財政支援を講じること。</p>	商工労働部	<p>本件については、ゼロゼロ融資の借換え制度創設と合わせて、全国知事会と連携して国に提言してきたところですが、現時点において追加支援策は示されていません。</p> <p>引き続き、金融機関や商工会・商工会議所などの関係機関と連携し、事業者の資金繰り状況などの情報収集に努め、必要に応じて国に提言してまいります。</p>
<p>(3)制度改正や保証制度創設の手続きを進めるに際しては、金融機関等の意見を広く参考にしながら取り組むこと。</p>	商工労働部	<p>支援制度の創設にあたっては、金融機関や商工会・商工会議所等に事業者の現状等についてヒアリングを行い、その結果を制度設計に反映させてきたところです。</p> <p>引き続き関係機関と連携して円滑に事業者支援を実施していけるよう、制度創設にあたっての事前の検討・協議・周知を密に図るよう努めてまいります。</p>
<p>(4)コロナ禍や原油高、物価高騰などにより、経営上の問題や課題を抱えた中小企業者に対する経営支援は、これまで以上に重要性が増している。このような中小企業者に対する経営改善を進めていくには、売上向上策等の本業支援が可能な専門家が必要であることから、よろず支援拠点などにおける専門家（※）を拡充すること。</p> <p>※製造業、建設業、運輸業、卸小売業、宿泊、飲食業、サービス業（特に介護、理美容）などの業種毎に専門性を有する専門家</p>	商工労働部	<p>これまで県では、商工会・商工会議所に経営支援コーディネーターを配置し、経営指導員とともに、事業者の課題解決、経営支援を行ってまいりましたが、令和5年度から、新たに事業者の資金繰りや事業再生など、より難易度の高い案件を支援するため、経営支援エキスパートを県連合会、高知商工会議所に配置する予定としています。</p> <p>また、公益財団法人高知県産業振興センターにおいては、国の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」としてよろず支援拠点を運営しており、売上拡大や資金繰り、WEBサービスなどの経営相談に対応する専門家が在籍しています。令和4年度当初では10名の専門家が在籍していましたが、コロナ禍の長期化や原油高、物価高騰などの影響によって県内事業者からの支援ニーズが高まっていることから、売上拡大や経営改善等の支援を行う専門家を増員し、令和5年1月末時点で17名の専門家が相談対応を行っています。令和5年度も、引き続きコロナ等の影響を受けた事業者の支援が求められることから、専門家が事業者の様々な経営課題に対応できるよう状況に応じて体制を強化していきます。</p>
2. 商店街・中心市街地対策		
<p>(1)新型コロナウイルス感染症による影響もいまだ鎮静化せず、中心市街地におけるテナントの空洞化も進んでいる状況を踏まえ、令和3年度同様の固定資産税の軽減措置の再実施を検討すること。</p>		
<p>(2)商店街は消費の場以外にも、地域の歴史・伝統・文化の継承、住民のコミュニティの場など、地域経済において重要な役割を担ってきた。しかし、近年、商店街機能を担う組合はコロナ禍での廃業や経営者の高齢化、後継者不足、組合非加入店舗の増加などの課題を抱え、活動が先細りしつつある。今後、商店街の組合活動の維持・強化のため、組合非加入店舗の加入促進が不可欠である。他県では商店街振興条例により組合加入奨励が、成果につながった例もみられる。組合自身も積極的な自助努力を行うが、①組合への強制ではないが加入促進、②加入店舗に対する優遇処置、③維持管理費の応分負担義務、④災害対策などへの参加などの項目を網羅した商店街振興条例を制定し、商店街の機能強化を促進すること。また、高知県においても働きかけること。</p>	商工労働部	<p>商店街の組合活動の維持強化に向けては、組合加入のメリットをしっかりと理解していただくことが大切だと考えています。</p> <p>このためには、商店街自体の活性化が必要であると考えており、県では商店街等振興計画の策定や計画に基づく取り組みの支援を行ってきたところです。</p> <p>また、今後、デジタル技術を活用しマーケティングや誘客につながる取り組みを進めることとしており、この取り組みにより取得したデータはまず組合員の皆様にご利用いただき、データ活用のメリットを非会員の皆様にお伝えすることで組合への加入促進に繋げていきたいと考えています。</p> <p>なお、条例については、条例制定の効果などについて他県の状況を確認してまいります。</p>

R4 要望内容	担当部署	回答
(3)人の往来が多く、各種イベントが頻繁に開催される商店街は、三密の状態になりやすく、感染防止対策の実施等、人的・資金的にこれまで以上の取り組みが必要になっている。商店街振興組合等が実施するイベント、またはイベントに参画する商店街内の店舗が感染防止対策を講じるため、時期を問わず利用できる随時対応型の感染症対策支援制度（マスク・フェイスシールド・消毒液の配布、体温計・仕切り板の設置など）を設けること。	商工労働部	県では、商店街等の活性化に向けた計画を策定した市町村に対し、「商店街等振興計画推進事業」により各種支援を行っております。同事業は、地域商業のイベント実施時の感染防止対策にかかる費用についても補助対象としており、これまでも感染防止対策にご活用いただいております。引き続き、新型コロナウイルス感染症の動向も注視しながら、地域商業の活性化に向けた支援を打ち出してまいります。
3. 交通・運輸業対策		
(1)海外にはエネルギー価格高騰を受けた政府による負担軽減と気候変動対策として、電車やバスなど公共交通機関に定額で乗り放題になるサービスが期間限定で開始された国もある。通勤などの公共交通への切り替えの促進による脱炭素化と、公共交通維持の視点からも、高知県や関係市町村の連携で平日・休日とも同様の施策を実現すること。	中山間振興・交通部	脱炭素社会の実現、あるいは持続可能な公共交通を実現するための利用促進のあり方については、高知県版の地域公共交通計画の策定に向けた取組の中で検討・協議をしているところです。 一方で、公共交通において様々な利便性の高いサービスを提供するためには交通事業者間・各種移動手段間で乗降データと決済情報を連携させる必要があり、マンパワーでの対応には限界があると考えております。 そのため、県としましては、こうした連携にデジタル技術を活用したいと考えており、情報連携基盤の構築に向けた研究・実証を進めてまいりたいと考えております。
(2)ガソリン等燃料価格の高騰により、物流企業をはじめ多くの事業者が価格の安い県外での給油頻度を高めている。県内取引を促進するためにも、大量使用先に対する燃料価格の支援制度を創設すること。	中山間振興・交通部	燃料価格高騰への支援につきましては、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響等から日常生活に密接なエネルギー等の価格上昇が続いているところです。 こうした状況下、県としては、交通運輸事業を含め、幅広い事業者に大きな影響を及ぼしている燃料価格の高騰への支援について、引き続き、国に対し、事業者支援に向けた取組の充実・強化を求めてまいります。
(3)地域公共交通（路線バス、路面電車、JR、くろしお鉄道等）は人口減少に伴う利用者減少を余儀なくされ、加えて新型コロナウイルス対策としての人流抑制策によって損失が拡がっている。支援制度も多種用意されているが、地域公共交通制度の構造的問題を根本的に解決できるには至っていない。 極めて厳しい状況に陥っている地域公共交通を、安全性、利便性等を確保しつつ、維持・継続していくためには、老朽化施設設備の更新や運行支援の改善に加え、新たな制度（車両の公有化などの新たな仕組み、道路の占有施設となるバス停の上屋・ベンチ設置、施設設備、運行の工夫等）が必要となる。一方で、脱炭素化を推進するためには、地域住民に対する地域公共交通の利用促進は欠かせないなど、地域公共交通の意義も改めて見直されつつある。 地域公共交通の現状とあり方、意義を整理して、制度の再構築をするとともに、実施のために必要な財源の確保についても国等に政策提言を行うこと。	中山間振興・交通部	現在、高知県版の地域公共交通計画の策定に向けた作業を県内34市町村や公共交通事業者等とともに進めており、その中で、地域公共交通の現状、あり方、意義等を改めて整理するとともに、県民生活に必要な公共交通を維持していくための制度のあり方や役割分担について併せて議論を進めているところです。 また、国においても、同様の議論が進められているところであり、動向を注視して、必要に応じて国等への政策提言を行ってまいりたいと考えております。
(4)コロナ禍を克服するまでの間、事業用車両にかかる高速道路料金、本四高速の料金の大幅な軽減、または無料化による経済活動の促進を国に要望すること。	中山間振興・交通部	国に対し、引き続き高速道路料金の事業者向け割引の継続など、交通運輸事業者の負担軽減のための施策の実施を求めてまいります。
4. エネルギー・資材高騰対策		
(1)安定的に発電できる火力電源等の減少などにより、本年3月下旬や6月下旬に需給逼迫警報や注意報が発令されるなど、近年、電力需給の逼迫が常態化しつつある。需給逼迫への対応については、国の審議会で議論されているところであるが、電力の安定供給確保の観点から、国は事業者が主体的に発電所の維持・活用や新規投資に取り組める制度の構築に早急に取り組むこと。 また、ウクライナ情勢等を背景とする世界的な資源価格高騰に伴い、電力価格の高騰が国民の暮らしや企業活動に深刻な影響を及ぼしつつあることから、国はこうした電力価格高騰影響の緩和に向けた対策を早急に検討すること。あわせて、県からも国に対し電力価格高騰影響の緩和策の検討を働き掛けること。	商工労働部	県では、電力価格をはじめとするエネルギー・物価等の高騰が国民生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼすことから、こうした影響を最小限にとどめる効果的な緩和対策を国において迅速に講じるよう、令和4年度において3回の政策提言を実施しました。 今後も、高知県産業振興推進本部特別経済対策プロジェクトチーム会において県経済の実態把握を定期的に行いながら、県としての支援策を検討するとともに、必要に応じて国への政策提言を行ってまいりたいと考えております。
(2)建設資材高騰に対し、公共工事発注者は物価スライド条項の運用で対応しているが、対応が不徹底の発注者も多いほか、公共工事の設計に用いられる物価資料に物価高騰が反映されるのにタイムラグがあり、スライド額に実際の資材購入金額を反映することが困難な状況が生じている。既に国においては、購入金額が適当と示す証明書類の提出でスライド額を算定するなどスライド条項を改定して対応しているが、同様の対応策を市町村レベルまで導入徹底させるよう周知啓発をはかること。	土木部	スライド条項の改定については、令和4年7月には各市町村の建設事業担当課あてに通知を行い、8月には運用マニュアルの説明会を開催いたしました。 また、市町村における運用マニュアルの適用状況の把握に努めるとともに、より一層の周知を図っていきます。

R4 要望内容	担当部署	回答
5. コロナ禍支援の継続		
(1)感染症対策などで経営に甚大な影響を受け、財務状態が著しく悪化した事業者に対し、雇用と経営を維持するための国、県等による公的支援を継続すること。また、煩雑な手続きを簡便化すること。	商工労働部	県では、これまでに新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者に対し、県独自の2種類の給付金を給付し、また、営業時間の短縮要請に協力いただいた事業者に対し、協力金を給付するなど、事業者の下支えを行ってまいりました。
(2)影響が続いている分野については、需要喚起のための助成制度等を継続すること。その際には、効果的で事務手続き負担にも考慮した制度設計とすること。	商工労働部	また、本年1月からは県の制度融資として経営改善支援融資を創設し、コロナ関連融資等の借換え需要に加え、新たな資金需要にも対応し、県内中小企業者の資金繰りと収益力改善に向けた取組を支援してまいります。 今後も、需要回復などの各種経済対策を県としても実施し、早期の景気回復に努めてまいりますとともに、引き続き経済状況を注視し、事業者のご意見もお聞きしながら、必要な場合には、国に対する政策提言や県としての更なる支援策の検討も行ってまいります。また、その際にはできるだけ簡便な手続きをとるよう努めてまいります。
II. 中小企業・小規模事業者の振興について		
1. 販路開拓・サプライチェーン強化支援		
(1)成果の出ている県の関西圏における木材販路開拓支援を継続するとともに、製材市場などの中間業者に対する販路開拓についても拡充すること。また、公共建築物をはじめ民間建築物への県産木材利用が加速的に進むよう、さらなる周知啓発や制度拡充をはかること。	林業振興・環境部	販路開拓に向けては、引き続き（一社）高知県木材協会に設置しているTOSAZAIセンターを中心に、県外において県産材を使用した住宅等の建築に携わる「土佐材パートナー企業」や県産材の流通・販売に協力いただく市場等である「県外流通拠点」などと連携し、販売の拡大に向けた取組を促進しています。さらに、建築物内装等への県産材需要の創出に向け、内装空間の提案や設計に携わる建築士やプランナー、デザイナー等を「プロユージャー」と位置付け、県内の木材関係事業者とのネットワークの構築に向けた取組を推進することとしております。 また、公共建築物の木造化につきましては、知事をトップとする県産材利用推進本部会において、県有施設は原則木造化の検討対象としており、法令等施設については100%の木造化、全施設の100%木質化を目標としています。また、本年度は、施設計画がある所属に対して、木造化・木質化に関するアドバイザーを派遣する等の取組も実施しております。 一方、民間建築物への木材利用につきましては、これまでも木造住宅に関する支援や、木造非住宅建築物の設計や建設に対する支援をしてまいりました。 さらに、来年度からは、一定以上の木材を利用し、環境性能を有した非住宅建築物や4階建て以上の中高層住宅を「高知県環境不動産」として認定し、不動産取得税（県税）の課税免除や容積率の制限緩和を適用することにより、県産木材の利用拡大を進めてまいります。
(2)ウッドショックにより県産木材の需要が高まっていることから、木材・加工事業者の生産体制強化のための設備投資に対するさらなる支援を行うこと。現状では現実的な支援策となり得るのは国の「ものづくり補助金」等少数に限られていることから、県でも支援策を拡充すること。また、県産木材のサプライチェーン強化に向け、事業者間の連携を推進する取り組みへの継続した支援を行うこと。	林業振興・環境部	木材加工流通施設等の整備につきましては、国の事業を活用し、高品質な製品を安定的に供給できる体制を構築するため、事業を要望する加工事業者に対して出先林業事務所と連携し、事業計画の作成等の支援しております。また、国費の対象とならない小規模な施設の整備につきましては、引き続き県単独事業での支援も行ってまいります。 なお、サプライチェーンの強化に向けては、県単独事業のSCM推進事業により、モデル地域となる2地域における協議会の開催や取組状況の紹介、先進地事例に関する講演等の取組を支援しています。
2. 人材確保とデジタル化支援の強化		
(1)人材を採用したい企業に対し、個々の企業の性質や採用活動の実態に対するフィードバックや、具体的な採用ノウハウの助言等など、人材確保に関する支援機能を強化すること。加えて、人材不足に陥っている企業はデジタル化や設備投資等の生産性向上の支援を必要とするケースが多いことから、人材確保支援を入口に生産性向上までカバーできるよう、一般社団法人高知県移住促進・人材確保センターと公益財団法人高知県産業振興センターの連携体制を強化すること。	商工労働部	県では、求人広告の魅力化や採用PR動画の作成、オンライン選考の手法などのほか、新卒採用に向けたインターンシップ企画や学生とのコミュニケーションなどについて学芸各種セミナーを開催しています。加えて、個々の企業の人材確保に関する課題等に対して、県の就職支援コーディネーターによる助言や、採用の専門家がアドバイスを行う専門家派遣による個別支援など、県内企業の採用力向上のための支援を実施しているところです。 また、UIターン就職の促進及び県内企業の人材確保の支援を実施している移住促進・人材確保センターにおいては、県内企業の事業戦略の策定と実行の支援を行う産業振興センターと月1回、情報共有を行う場を設け、密に連携することで、各企業の課題やニーズに応じた人材を紹介できるよう取り組んでいるところです。 今後も引き続き、これらの取組を継続し、県内企業の人材確保の支援を行ってまいります。

R4 要望内容	担当部署	回答
<p>(2) 林業・木材加工業は業務の過酷さから早期離職等が相次いでいるため、著しい人手不足の状況にある。採用しても離職するため、十分な育成が叶わない。県は林業・木材加工業の離職率や人手不足の状況について把握に努めるとともに、数年間の所得補償など就業者への支援策を講じること。</p>	<p>林業振興・環境部</p>	<p>林業は厳しい地形的条件の下で重量物や刃物を取り扱う過酷な労働である事などから、一定の離職者が発生している状況です。県として離職状況の把握に努めていますが、国が調査した緑の雇用生のデータでは、平成30年度に新規就業した者の3年後の定着率は72%となっています。</p> <p>また、令和2年度末現在の県内の林業就業者数は1,584人ですが、就業者のうち4割は60才以上の高齢者であることから、今後、担い手が大きく減少していくことが想定されるため、スマート林業の推進や省力化機器の導入等により、労働環境の改善を図ることと担い手の確保と定着率の向上に取り組んでまいります。</p> <p>木材加工分野においては、ハローワークに求人をしてもらっても応募が無いなど、人手が不足している状況と伺っております。県ではこれまで、県内製材事業者の加工施設の導入や原木調達、事業戦略の策定・実践に関する支援等に取り組んでまいりました。今後につきましても、各事業者の経営基盤の強化や安定化等により、雇用環境が改善され、新規就業者が雇用できるように支援を継続してまいります。</p>
<p>(3) 特定技能も含め、林業・木材加工業の外国人技能実習生の職種指定を国に継続要望すること。あわせて、高知県林業大学の外国人留学生の受入れを行うこと。</p>	<p>林業振興・環境部</p>	<p>外国人材の活躍に関しては、国において技能実習制度と特定技能制度の統合なども視野に入れた議論が行われております。県では、今後の国の動向を注視し、情報収集を行いながら引き続き早期の職種追加に向けた働きかけを行ってまいります。</p> <p>また、林業大学は県の条例により設置した研修施設であり、留学制度の対象となっていませんが、海外の大学等との交流は意義があるものと考えており、県としてどのような交流の仕方が可能か研究してまいります。</p>
<p>(4) 高知工科大学に新設されるデータ&イノベーション学群について、県内企業の生産性向上やデジタル人材の採用、また、県外からのIT企業誘致に資することができるよう、設置のあり方を十分検討すること。</p>	<p>文化生活スポーツ部</p>	<p>令和3年11月に県が設置した「高知工科大学新学群検討会」では、新学群の必要性や期待される効果などについて各産業分野の代表者等からヒアリングを行い、令和4年6月に最終報告書を取りまとめました。その中で、新学群（データ&イノベーション学群）の目的として、県内各産業分野におけるデジタル化及びDXの推進に貢献する人材を育成し、地域や企業などが抱える諸課題の解決やイノベーションの創出につなげることを挙げています。</p> <p>高知工科大学では、令和6年度に設置予定の新学群において、県内をフィールドとしたPBL（課題解決型学習）や長期インターンシップを行うことを予定しており、DX人材の育成や県内就職の促進につなげたいと考えています。また、多くの方が活用できるような施設を整備する予定としており、令和5年度は設計に係る経費を計上しております。</p> <p>新学群の設置が、県内企業の生産性向上やデジタル人材の採用、また県外IT企業誘致等にもつながるよう取り組んでまいります。</p>
<p>(5) 高知県が昨年度策定した「高知県建設業活性化プラン」「デジタル化促進モデル事業」について地元建設業者のデジタル化促進に成果がみられていることから、同制度による人材育成やきめ細かい丁寧な指導等、中小建設企業への支援継続と更なる拡充をはかること。</p>	<p>土木部</p>	<p>「高知県建設業活性化プラン」については、「人材確保策の強化」と建設現場のデジタル化による「生産性向上の推進」を大きな柱に据え、令和4年2月に改定しました。改定に伴い、県民に建設業の重要性や魅力を発信する事業や、新規入職者の確保・定着促進につながる事業等を支援する「建設業活性化事業費補助金」について、予算額を倍増しました。また、同プランは、高知県中小企業・小規模企業振興条例における建設分野の振興に関する計画にも位置づけています。</p> <p>同プランにおける「人材確保策の強化」では、小中高校での出前授業や保護者も参加できる現場見学会の実施などによる「児童生徒と保護者へのアプローチ」、SNSや動画などによる「建設業の魅力発信」をはじめ、働き方改革支援研修や外国人材の制度説明会などを通じ「女性活躍の支援」や「外国人材確保の支援」などを進めており、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、令和4年度の「デジタル化促進モデル事業」については、地域毎の小規模事業者やICT活用の未経験者を優先して補助し、補助を受けた建設事業者の効率化等の事例を、現場見学会を通じて他の建設事業者に紹介するなど、ICT活用工事の県内全域への横展開を進めています。</p>

R4 要望内容	担当部署	回答
<p>(6) 高知県への移住促進と会員企業の人材確保のため、高知商工会議所青年部が「土佐のおきゃく」「よさこい祭高知駅前演舞場」内に設置する移住相談ブースについて、移住希望者への周知等の協力を行うこと。</p>	<p>中山間振興・交通部</p>	<p>高知商工会議所青年部が「土佐のおきゃく」「よさこい祭高知駅前演舞場」内に設置する移住相談ブースの移住者への周知については、県及び（一社）高知県移住促進・人材確保センターが持つPR媒体を活用して、移住希望者への周知等の協力を行ってまいります。</p>
<p>3. 地産地消・地元企業の活用推進</p>		
<p>(1) 地域建設企業は、社会資本整備の担い手であるのみならず、地域を熟知してその特性に応じた防災・減災活動に取り組み、地域住民の安全で安心な生活を守るとともに、ひとたび災害が発生すれば「地域の守り手」として真っ先に現場に駆けつけ、道路啓開や応急復旧に携わっている。地域の安全・安心の確保のためには、地域建設企業の持続・発展が必要不可欠であることから、引き続き、「地元の工事は地元の企業に」を原則として、地域に貢献し、技術と経営に優れた地元の建設企業が適正に受注できるよう、受注機会の確保に努めること。</p>	<p>土木部</p>	<p>各地域で施工可能である工事については、指名選定で地域内事業者を優先し、一般競争入札においても地域要件を設定する取扱いを行っています。 また、災害復旧工事のインセンティブとして、受注状況に応じ、総合評価方式の評価基準として加点できることとします。 今後も、関係業界のご意見をお聞きしながら、県内及び地域内事業者の受注機会の確保に、引き続き取り組んでいきます。</p>
<p>(2) 公共工事や県内業者に優先発注する制度について、受注先企業が調達する資材等についても可能な限り県内企業優先・地産地消が進むよう制度改善すること。</p>	<p>土木部</p>	<p>工事の受注者には、特記仕様書において、資材の機能、品質、価格等が同等であれば、県内産の資材を優先使用することとしており、引き続き地産地消の徹底に取り組んでいきます。 なお、県の入札参加資格審査では、県発注工事における県内産の木材又はコンクリート二次製品の使用を評価項目とし、県内産資材等の利用を促進しています。</p>
<p>(3) 高知県農商工連携協議会で推進する土佐茶の利用促進について、参画団体で傘下企業の利用促進をはかる一方、県内の公的機関における利用を推進すること。</p>	<p>農業振興部</p>	<p>県では、高知県農商工連携協議会が設置する「土佐茶プロジェクト」に参画し、土佐茶の利用促進に取り組んでおります。令和4年8月には、同協議会による「土佐茶応援宣言」の表明に合わせて、産地に売上げの一部を還元するペットボトル飲料を企画・発売し、同協議会を通じて会員企業様に対し積極的な購入を呼びかけたところです。 また、県自らも、公務における土佐茶の利用促進について、庁議メンバー等幹部職員を通じて全部局に呼びかけたほか、職員個人による購入を促すため県庁生協の協力を得て庁内での販売も実施しました。併せて、県内市町村にも土佐茶の利用促進を働きかけております。 今後も、土佐茶プロジェクトの活動などと連携する形で、官民協働による土佐茶の利用促進に取り組んでまいります。</p>
<p>4. 働き方改革関連法への対応</p>		
<p>建設業においては令和6年度から時間外労働の上限規制が適用されるが、この規制をクリアするためには、改正品確法で定める「発注・施工の平準化」「適正工期」「適正金額」で切れ目のない公共発注を実施し、1年を通じて仕事がある状態が必要となる。この規制に関し、特に、臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合(特別条項)において「時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6カ月が限度」の規定を順守することが困難となる。月45時間以内に時間外労働を抑えるためには、週休二日(4週8休)の実現が一番の早道で、裏を返せば、週休二日(4週8休)を実現できない現場で働く技術者や技能者は上限規制を順守できない恐れが高まることとなる。しかし、現状では各市町村発注工事では平準化が未だ実現しておらず、年度後半には発注が集中するために一時的な技術者不足、下請・専門業者不足が生じ、年度末には極端な繁忙期が起こる状況が改善されていない。 令和6年度の期限までに、発注者側による不安定要素はできる限り取り除かれるよう対策を進めるためにも、特に市町村の工事担当者が、働き方改革の制度運用に関する理解を促進するなど、平準化に対する働きかけを行うこと。また、現場レベルの問題として、技術者の労働時間短縮には設計図書と現場との整合性が不可欠であり、設計図書の精度向上についても働きかけること。</p>	<p>土木部</p>	<p>平準化については、国、県、市町村で組織する公共工物品質確保推進協議会において、取り組み事例の情報共有や、市町村の課題について個別に相談や支援を行い、平準化が進むよう働きかけを行っています。 さらに、県内の首長が集まる会議や、議会議長会、建設関係部局のみならず、財政や総務担当課長の集まる会議でも、翌年度に渡る債務負担や繰越明許を活用した工期の平準化、週休2日による休日の確保に取り組むよう働きかけています。 また、毎年、県及び市町村の工事担当者等に対して積算基準や現場監督等に関する研修や説明会を実施し、設計図書の精度向上に努めています。</p>

R4 要望内容	担当部署	回答
<p>5. 経営指導員数の維持</p> <p>地域経済の大宗を占める中小企業・小規模事業者の経営の安定化と、創業・経営革新・販路開拓など経営力の向上、計画策定支援、新設される各種支援施策への相談対応や事業の実施など、経営指導員の果たす役割は質・量ともに増加している。役割増加を鑑み、小規模事業者数によらず、経営指導員数を維持すること。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>長引く新型コロナウイルス感染症の影響や物価、燃料費などの高騰により、事業者を取り巻く環境は依然厳しさを増している中、県では、これまでも幾度となく事業者支援対策を行ってきました。その際には、商工会・商工会議所には多大な協力をいただき、より多くの事業者を支援することができました。</p> <p>今後、事業者の減少が見込まれる一方で、コロナ関連融資の返済の本格化やデジタル化への対応、事業承継など様々な課題に対して、経営指導員に期待される役割は益々大きくなると考えています。</p> <p>このため、経営指導員のさらなる資質の向上やデジタル技術を活用した仕事の効率化を図るとともに、現場の声をお聞きし、事業者のニーズを見極めながら、配置基準のあり方について検討していきたいと考えています。</p>
<p>III. 観光振興対策の推進について</p>		
<p>1. NHK朝の連続テレビ小説「らんまん」の観光プロモーションを強力に推進すること。また、県立牧野植物園への入場者増加による、道路渋滞対策や駐車場不足対策をはじめとする観光客の満足度向上の取り組みを事前に講じること。また、個人観光客の集客力が高い高知観光リカバリーキャンペーンを来年度以降も継続し、観光客増加に資すること。加えて、「らんまん」放送後から 2025 大阪万国博覧会までの空白期間の観光対策を早期から検討すること。</p>	<p>観光振興部</p>	<p>今回のドラマ化は、これまで磨き上げてきた自然、食、歴史といった本県の魅力を全国に伝える絶好の機会であり、観光博覧会「牧野博士の新休日」を、来年3月までの約1年間実施し、このチャンスを最大限に生かしていきます。</p> <p>渋滞対策等については、県立牧野植物園とともに桂浜の渋滞も予想されることから、高知駅前発のMY遊バスの増便を図ることに加えて、ドラマ放送開始後のゴールデンウィークには、臨時駐車場を開設した上で、無料シャトルバスの運行などの対策を講じること、観光客の満足度向上に努めていきます。</p> <p>一方で、リカバリーキャンペーンについては、新型コロナウイルスの感染拡大による観光需要の急減に対応するために実施してまいりました。現在、徐々に観光需要が回復してきている状況を鑑みて、令和5年度においては、割引等の施策に頼るのではなく、観光博覧会「牧野博士の新休日」の開催等の高知県観光自体の魅力による誘客を目指すよう取り組みを進めていきたいと考えています。</p> <p>また、令和6年度以降については、令和5年度の前半に、高知県観光の今後の目指すべき姿を策定するとともに、令和6年度以降の観光戦略の具体策を策定し、「らんまん」放送後の切れ目ない観光客誘客に取り組んでいきます。</p>
<p>2. 感染状況を注視しながら、プロ野球1軍キャンプが継続できるよう、他球団との実践的な練習ができる環境整備や施設整備、受入体制の充実をオール高知で図るとともに、各スポーツのキャンプ並びに公式戦、社会人、大学、小中高校生のスポーツ合宿などの誘致を図ること。また、スポーツ以外の全国的なイベントや会議についても積極的な誘致をはかること。</p>	<p>文化生活スポーツ部</p>	<p>プロスポーツキャンプやアマチュアスポーツ合宿の誘致をはじめとするスポーツツーリズムの推進に関しましては、本県の観光戦略の柱の一つとして、高知県観光コンベンション協会をはじめ、関係部局や市町村、競技団体等と連携しながら、引き続き誘致に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>現在、プロ野球キャンプにつきましては、阪神タイガースは安芸市営球場、オリックスバファローズは高知市東部総合運動場野球場、西武ライオンズは春野総合運動公園野球場で実施しております。各施設には雨天練習場が整備されていますが、今後もキャンプや合宿などに必要な施設につきましては、庁内関係部局をはじめ、チーム関係者や施設の指定管理者などと協議を行いながら、引き続き受入環境の充実を図ってまいります。</p> <p>昨年7月には、令和5年から本県での阪神タイガース2軍春季キャンプの撤退が表明されましたが、9月には阪神タイガース・高知県・安芸市による、野球を通じた地域振興などに取り組む連携協定を締結しました。今後この協定に沿った取組を進めていくこととしています。</p> <p>また、昨年2月には、この年の箱根駅伝総合優勝チームである青山学院大学陸上競技部の初めての高知県での合宿が実現しました。</p> <p>このように、今後ともプロスポーツキャンプの定着化に向けた球団との密接な関係づくりに努めるとともに、市町村や競技団体等と協力しながら、アマトップリーグの公式戦をはじめ、社会人、大学、小中高生のスポーツ合宿などの誘致活動をこれまで以上に強化してまいります。</p> <p>また、スポーツ以外の全国的なイベント等についても高知県観光コンベンション協会の助成制度のPR等も行いながら、積極的に誘致を図ってまいります。</p>

R4 要望内容	担当部署	回答
<p>3. 高知県から出発する団体旅行や、高知に訪れる団体旅行の需要喚起をはかること。そのためにも高知県貸切バス利用促進事業費、高知市団体旅行誘致促進給付金のような独自の支援策を当面、継続実施すること。</p>	<p>観光振興部</p>	<p>団体旅行の需要喚起を図ることは重要なことであるため、引き続き、旅行会社向けの助成金やセールスなどを実施し、高知県への観光需要を取り込んでいきます。</p>
<p>4. ウィズコロナ・アフターコロナのインバウンド観光を見据え、海外から高知県へのアクセスの悪さを克服するためにも、高知龍馬空港の国際ターミナルの整備再開やエアラインとの各種調整など、国際チャーター便の就航を実現するための準備を進めること。</p>	<p>中山間振興・交通部 観光振興部</p>	<p>高知龍馬空港の国際ターミナルの整備については、必要な整備期間も踏まえた上で、タイミングを逸することがないように再開に向けた検討を進めたいと考えております。このため、関係者ととも、今後の旅客需要や変動リスクなども考慮した上で、ターミナルビルの機能や規模、整備再開の時期などについて改めて議論を進めてまいります。また、高知龍馬空港への国際チャーター便の就航実現に向けて、航空会社や旅行会社への助成金による支援や積極的なセールス活動を行ってまいります。</p>
<p>5. 日本遺産への登録および外国人旅行者向けの「広域観光周遊ルート」として全国7地域のひとつに選ばれた「四国八十八箇所と遍路道」が世界遺産暫定リストに追加されるよう、県内商工会議所女性会は四国内の女性会を巻き込みながら積極的に活動を展開している。四国四県推進協議会を盛り上げ、官民挙げた取り組みを引き続き積極的に推進すること。</p>	<p>文化生活スポーツ部</p>	<p>世界遺産暫定一覧表への登録に向けては、平成22年3月に「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会（令和3年4月に「四国遍路世界遺産登録推進協議会」に名称変更、以下「推進協議会」）を設立し、四国の官民が一体となって取り組んでおります。その中でも県内商工会議所女性会におかれましては、歩きへんろのための石柱設置や遍路道の清掃活動など、機運醸成に向けて精力的に取り組んでいただいております。感謝申し上げます。</p> <p>登録に向けた課題のうち「構成資産の保護措置」を行うため、県では、史跡指定を目指した札所寺院などの文化財調査を計画的に進めています。</p> <p>また、令和3年3月には、文化審議会から「我が国における世界文化遺産の今後の在り方」（第一次答申）が示され、地域コミュニティが参画した持続的な資産の保存・活用がより重要となっています。県では、令和2年度からクラウドファンディングの仕組みを活用した「高知家」遍路道プロジェクトを展開し、地域の活動団体が実施する遍路道の維持修繕など、地域と一体になった持続可能な仕組みづくりを支援する取組を進めています。</p> <p>今後も引き続き、高知県商工会議所女性会連合会を含め推進協議会の構成員の皆様と連携しながら、世界遺産登録に向けて積極的に取り組んでまいります。</p>
<p>6. 高知県観光のPRとイメージアップを図るため、テレビ番組、映画等マスメディアのロケ誘致を積極的に展開すること。特に、ジョン万次郎のNHK大河ドラマ化の実現に向けて積極的に支援すること。</p>	<p>観光振興部</p>	<p>映画等マスメディアのロケ誘致については、（公財）高知県観光コンベンション協会に専門職員を配置し、県内でのロケーションの支援、情報提供、現地案内、誘致活動を実施するとともに、県もテレビ番組等による全国への情報発信を図るため、全国や近県メディアを活用したパブリシティ活動を展開しています。その結果、令和3年度には本県が舞台となったアニメーション映画「竜とそばかすの姫」が公開され、国内外の多くの方に対する高知の魅力発信につながったところです。</p> <p>今後も、NHK連続テレビ小説「らんまん」に関連した情報発信はもちろんのこと、映画やテレビ等を通して本県の観光資源の露出やイメージアップに取り組めます。</p> <p>また、ジョン万次郎のNHK大河ドラマ化につきましては、誘致活動を行う同実現高知県実行委員会に県も参画し、地域の皆様とも連携しながら、引き続きNHKをはじめとする関係機関に働きかけを行ってまいります。</p>
<p>7. 地元では見過ごされやすいが、全国に十分通用する観光資源の原石（香南市夜須の跳ね橋など）をブラッシュアップした観光資源化や、SNS等を通じた話題化が進むよう取り組みをはかること。また、既存の県内SNSスポットについて調査し、樹木剪定等の整備を定期的にはかること。</p>	<p>観光振興部</p>	<p>観光資源の発掘や磨き上げについては、市町村や幅広い分野の事業者の皆さまを対象に地域資源を体験プログラム等の観光商品に造成・販売する手法を学ぶ事業を実施しています。</p> <p>また、本事業において、観光商品や地域の魅力を発信するため、SNS等を活用した効果的な情報発信の手法を学ぶこともできます。</p> <p>今後もこれらの取り組みを継続することにより、地域資源の磨き上げと効果的な情報発信を行ってまいります。</p>

R4 要望内容	担当部署	回答
IV. 防災対策・脱炭素対策の推進について		
1. 防災対策の推進		
<p>(1) 浦戸湾三重防護の早期完成に向け、商工会議所も国への要望活動を展開していくが、県においても事業期間内にすべての整備が終了できるよう、スピード感を持って事業を推進するよう国に要望するとともに、事業の必要性や内容について県民周知をはかること。</p>	土木部	<p>浦戸湾の三重防護は、県都高知市の津波被害を最小化し、発災後の県全体としての早期の復旧・復興につながる重要な事業です。 この事業を確実に推進していくためには、予算の確保が最重要課題であり、これまでも予算の重点配分や5か年加速化対策予算の確保などについて、国に政策提言を行ってきました。 今後も引き続き、国に政策提言を行い、事業の早期完成に向けてスピード感を持って取り組むとともに、広く県民へ事業の必要性について理解を深めて頂くよう、国や貴職のお力をお借りしながらホームページや各種イベントを通じて広報活動にも取り組んでまいります。 今後も貴職におかれましては、支援をお願いいたします。</p>
<p>(2) 近年の気候変動により毎年全国各地で甚大な水害が頻発化している状況に鑑み、仁淀川、物部川、四万十川、吉野川等、各水系全県下に渡る河川防災事業をさらに推進すること。</p>	土木部	<p>近年頻発している激甚な水害や、気候変動による今後の降雨量の増大などに備え、河川の流域のあらゆる関係者が協働して、水害を軽減させる、いわゆる「流域治水」の取組が全国で進められています。県内においても、国が管理する仁淀川など4つの1級水系と県が管理する国分川など15の水系で、流域全体で実施すべき対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を順次、作成・公表しており、令和5年度中の完了を予定しています。 今後は、この流域治水プロジェクトに基づき国、県、流域市町村が連携し、ハード・ソフト対策を進めていくこととしております。 県内各河川のハード対策としては、5か年加速化対策の予算や、有利な地方債を最大限に活用し、河床掘削、河川改修、堤防の耐震対策、排水機場の老朽化対策等の河川防災事業を引き続き推進してまいります。</p>
<p>(3) 南海トラフ地震や洪水等による被害が発生した際、早い段階から商工会議所は被災企業に対する支援施策の周知や、利用にかかる相談対応等を実施することを責務と捉えている。県内商工会議所が耐震化や、建て替えを行う際には県、商工会議所所在地市ともに、どのような行政支援が可能か協議に応じること。</p>	商工労働部	<p>発災時以降、早期に相談窓口を開設し事業者支援を迅速に行っていくことが必要なことから、倒壊の恐れや浸水被害に遭うであろう商工会・商工会議所には、これまでも市町村役場やその関連施設を代替施設として利用できるよう依頼しているところです。 なお、国、県では、耐震化や建て替えについて、商工会議所に類する施設への直接的な補助制度はないものの、地域の集団移転や耐震化に対応した補助制度など、一部該当する場合がありますので、今後、相談があれば、商工会議所や市と一緒に検討してことは可能だと考えています。 まずは、BCPの見直し、管内事業者の事業継続を支援していただきますようお願いいたします。</p>
2. 脱炭素対策の推進		
<p>(1) 木質バイオマスエネルギーの利用は、成熟してきている森林資源の有効活用であるとともに、化石燃料の代替エネルギーのみでなく、地域産業の活性化、森林の保全・整備、環境保全、雇用の創出、地域における経済循環の構築等に大きな波及効果を持っており、再生可能エネルギーとして特徴的な存在である。木質バイオマス発電のFIT制度の運用について、将来を見据えた配慮が得られるよう国に働きかけるとともに、森林県である強みを生かすためにも高知県でもバイオマス発電の支援策拡充を検討すること。同時にバイオマス発電が森林減少・劣化を引き起こさないよう、適切な森林保全対策を講じること。</p>	林業振興・環境部	<p>森林資源を余すことなく活用するため、本県では木質バイオマス発電所や木質バイオマスボイラーの導入による木質バイオマスエネルギーの利用拡大に取り組んでまいりました。 今後の木質バイオマス発電のFIT制度の運用につきましては、地域内での適切なバイオマス資源の循環や事業規模・継続性などを考慮した調達価格の設定運用等がなされるよう国の動向を注視してまいります。 また、木質バイオマス発電施設への支援につきましては、地域内でのエネルギー利用を推進するため、熱電併給型の小規模木質バイオマス発電所等の整備を支援してまいります。 併せて、利用が限定されている林地残材等の効率的な搬出に向けた実証に取り組みます。 さらに、熱利用につきましては、主に農業分野において導入を積極的に進め、令和3年度末の稼働数は221台まで増加しており、本年度からは、新たに環境省の事業を活用して5ヶ年計画でより幅広い分野での新規導入及び更新を支援してまいります。</p>

R4 要望内容	担当部署	回答
<p>(2) 本県における水素ステーション設置実現により、高知県は脱炭素化のスタートラインに立つことができた。今後は水素を燃料とする自動車、大型トラック、バスの普及を支援する事業に取り組む、県内企業の脱炭素化を後押ししていくこと。また、EVの急速充電設備導入の支援制度についても補助制度を拡充すること。</p>	<p>林業振興・環境部</p>	<p>水素の活用に向けては、県としても支援を行い、本年4月に水素ステーションが設置される運びとなりました。今後は、水素を燃料とする自動車、大型トラック、バスの普及に向け、民間事業者が立ち上げるFCV普及促進研究会と連携して、水素社会の実現に向けた事業者向けセミナーを開催し、啓発を行ってまいります。</p> <p>また、水素燃料電池自動車の利用促進に向けた普及啓発も実施する予定です。大型トラック、バスについては、製品開発の状況や、ランニングコスト等の課題を把握するとともに、関係事業者の意見も伺いながら支援のあり方について検討を行ってまいります。</p> <p>EVの急速充電設備の導入については、令和4年度に大幅に国の補助制度が拡充され、令和5年度の予算も増額されていることから、県としてもその利用を呼びかけてまいります。</p>
<p>(3) 高知県は会議資料・報告書等のペーパーレス化・ハイブリッド化をはじめ、率先して脱炭素に向けた取組の範を示すとともに、企業がSDGsに取り組む際に有益な実践ノウハウを提供すること。</p>	<p>総務部</p>	<p>本県においては、「高知県デジタル化推進計画」に基づき、多様な働き方を実現する環境の整備に取り組んでおり、パソコンやスマートフォンから行政手続きの申請や調査回答が可能な、電子申請システムを導入し、ペーパーレス化を推進しています。</p> <p>また、「高知県脱炭素社会推進アクションプラン」に関連した「高知県庁エコオフィス活動ルール」により、各所属において、紙の使用量の削減に努めています。</p> <p>具体的には、文書事務を行う際には、「原則、紙を用いない電子決裁」を徹底するとともに、事業者等と契約を締結する際には、電子契約サービスを積極的に利用することとしています。</p> <p>また、庁内での連絡や情報共有、依頼文書や通知文書の送付等についても、グループウェアを活用してペーパーレス化するなど、用紙の削減に努めています。</p> <p>今後は、無線ネットワークを活用したペーパーレス会議の推進の取組を順次拡大する予定です。引き続き、県内事業者や県内自治体の範となるような取組を推進し、普及啓発に取り組んでまいります。</p>

R4 要望内容	担当部署	回答
V. インフラ整備の促進について		
1. 道路		
<p>(1) 物流の運用効率を高め、人とモノの流れを活発にすることにより、観光をはじめ生産や流通の関連部門にも相乗効果が生まれ、県経済の活性化が図られる。加えて、南海トラフ地震発生時における迅速な救助・救援活動の実施、また、その後の復旧活動を円滑に実施するためには、確実に通行できる道路の確保が必要である。特に県民の命の道となる「四国8の字ネットワーク」のミッシングリンクの早期解消に向けた下記①～⑤の整備促進等、総合的かつ計画的な整備を推進すること。</p> <p>①宿毛市～内海間の残区間についての新規事業化 ②黒潮町（佐賀）～四万十市間及び窪川佐賀道路の整備促進。四万十町中央IC～四万十IC間の早期完成。 ③四国横断自動車道「阿南～徳島津田」、高知東部自動車道「高知龍馬空港～香南のいち」、「芸西西～安芸西」、阿南安芸自動車道「桑野道路」、「福井道路」、「海部野根道路」、「野根安倉道路」（直轄権限代行区間）、「奈半利安芸道路（安田～安芸）」、「安芸道路」、「北川道路」（1工区、2-2工区）の早期整備をはかること。 ④計画段階評価の完了した阿南安芸自動車道「牟岐～海部」、「奈半利～安芸（奈半利～安田）」の早期事業化と、残る未着手区間である「美波～牟岐」の計画段階評価の早期着手を行うこと。 ⑤「高速道路における安全・安心基本計画」に基づく暫定2車線区間の4車線化を着実に実施すること。</p>	<p>土木部</p>	<p>四国8の字ネットワークは、地域の経済活動を支える社会資本であるとともに、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害等の発生時には、円滑な救援活動や緊急物資の輸送を担う大変重要な基盤です。</p> <p>このため、県では、四国8の字ネットワークの整備促進を最重要の政策課題の一つに位置付け、他県や沿線市町村、関係団体の皆様とも連携しながら国等に政策提言を行うなど、早期完成に向けて積極的に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も、事業中区間の早期完成、残る未事業化区間の早期事業化に向け、関係する皆様と連携し、引き続き、国等に対して必要性を示しながら、強く働きかけていきます。</p> <p>①宿毛市～内海間について 「宿毛新港～一本松」間及び「御荘～内海」間が、本年度事業化となりました。引き続き、「宿毛和田～宿毛新港」間の早期事業化に向け、国等に働きかけていきます。</p> <p>②黒潮町（佐賀）～四万十市間及び窪川佐賀道路について 窪川佐賀道路では、用地買収やトンネル、橋梁等の工事が進められています。佐賀大方道路では、地元との設計協議や用地買収、橋梁工事が進められています。大方四万十道路では、地元との設計協議や調査設計が進められています。</p> <p>③高知東部自動車道、阿南安芸自動車道について 高知東部自動車道：「高知龍馬空港～香南のいち」間では、令和7年春頃の開通に向け、盛土等の工事が進められています。「芸西西～安芸西」間では、用地買収や橋梁等の工事が進められています。 阿南安芸自動車道：「海部野根道路」では、地元との設計協議が完了し、用地買収が進められています。「野根安倉道路」では、安倉地区及び野根地区起点側工区で設計協議が完了し、用地買収が進められています。「北川道路（1工区、2-2工区）」では、調査設計やトンネル等の工事を進めています。「奈半利安芸道路（安田～安芸）」は、本年度事業化となり、調査設計が進められています。「安芸道路」では、用地買収や橋梁等の工事が進められています。</p> <p>④阿南安芸自動車道「奈半利～安田」間について 「奈半利～安田」間は、県環境影響評価条例に基づく手続きを不要と判断していません。引き続き、早期事業化に向け、国等に働きかけていきます。</p> <p>⑤暫定2車線区間の4車線化について 国の「高速道路における安全・安心基本計画」（令和元年9月10日）において、高知自動車道「土佐PA～須崎東」間が優先整備区間に選定されています。引き続き、早期事業化に向け、国等に働きかけていきます。</p>

R4 要望内容	担当部署	回答
<p>(2) 高知県は他県に比べて中山間地域の道路整備が遅れている。一方で全国的に、地震や大雨の災害時に、中山間地域が孤立することが深刻な問題となるなか、本県においては、近い将来南海トラフ地震の発生が予想されていることから、国道439号、国道441号、国道493号など、中山間地域の道路を早急に整備すること。また、須崎～佐川間の道路拡幅工事を早期完成させること。</p>	<p>土木部</p>	<p>国道493号北川道路は、阿南安芸自動車道の一部であり、四国8の字ネットワークを構成する道路です。また、国道439号や国道441号などは、四国8の字ネットワークの整備効果を地域に波及させる幹線道路であり、日常生活を支えるとともに、災害時には「命の道」となる道路です。</p> <p>頻発する台風や豪雨、南海トラフ地震などの際に、中山間地域の孤立を防ぐため、地域の実情を踏まえて未改良区間の整備を進めるとともに、橋梁の耐震化や法面の防災対策についても、国道439号など緊急輸送道路において重点的に進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道439号は、徳島市から大豊町を経由し四万十市に至る本県の中山間地域を縦貫する道路で、地域の産業や生活を支える重要な路線ですが、多くの未改良区間が残っているため、整備効果の大きい箇所から順次整備を進めています。来年度も、事業中の11箇所の推進を図ります。 ・国道441号は、四万十市の中村地区と西土佐地区を結ぶ唯一の幹線道路で、四万十川の観光道路としての役割も果たすことから、重点的に整備を進めています。未改良区間の西土佐岩間～久保川間のうち口屋内バイパスでは、トンネル工事などを進めています。また、中半バイパスも令和5年度から工事用進入路の着手に向けて、用地買収などを進めています。この2つの工区が完成しますと当路線の全線改良が完了することになりますので、早期完成に向けて取り組んでいきます。 ・国道493号北川道路1工区（安倉～和田）では、測量設計や地質調査に着手しています。北川道路2-2工区（和田～柏木）では、延長2.2kmの和田トンネルの工事などを進めています。 ・また、須崎～佐川間は、国道494号佐川吾桑バイパスとして重点的に整備を進めています。須崎市では、トンネル工事に着手しました。佐川町では、トンネルとの接続部となる橋梁下部工事などを進めています。引き続き早期の全線開通に向けて取り組んでいきます。
<p>(3) 国道321号市街地間の高台ルート及びアクセス道の整備について前向きな検討を進めること。</p>	<p>土木部</p>	<p>土佐清水市では、平成29年3月に策定された「土佐清水市まちづくり構想」を実現するため、平成30年度から「どのような事業を活用して整備を進めていくのか。」といった具体的な整備手法やスケジュールなどの勉強会を始めており、県もこれに参加しています。</p> <p>この勉強会において、まちづくり構想を実現する整備手法や、それに伴う道路整備について、土佐清水市とともに検討していきたいと考えています。</p>
<p>(4) 本四高速道の料金は、平成26年4月に全国共通料金となったが、これは令和5年までの10年間の時限措置であり、料金が元に戻った際、本県はじめ四国経済に多大な影響が及ぶことが懸念される。四国各県と協調し、本四高速料金の現行維持を国に訴えること。</p>	<p>土木部</p>	<p>本四高速は、本四間の人流・物流、さらには大規模災害時の広域支援を支えるなど、四国の経済活性化や南海トラフ地震などへの備えを高める上で、大変重要な役割を担っています。</p> <p>本県では、「産業振興計画」を策定し、地産外商を戦略の柱に据え、経済の活性化に向けた様々な取り組みを展開してきた結果、県産品の県外出荷量や県外観光客入込数が大きく増加しています。</p> <p>今後、さらなる県産品の販路拡大や、ポストコロナを見据えた観光誘客などの取り組みを強化していくためにも、「全国共通料金制度」の継続が不可欠となるため、引き続き、四国知事会や中四国サミットなどを通じて、国に訴えていきます。</p>

R4 要望内容	担当部署	回答
<p>2. 港湾</p> <p>(1) 高知新港物流ターミナルは、平成10年4月の開業以来24年を経過し、大型船の荷役対応可能な設備を有しているが、コンテナ取扱い数量に対しコンテナヤードが狭小である。また、コンテナヤードの路面についても凹凸部分が多く存在しており、作業中の安全確保の観点からも早期の補修が必要である。配置しているリーチスタッカーなどの港湾荷役機械についても、導入後の経年劣化による故障が危惧されている。効率化・安全確保を目指した中での高知港の更なる利用促進に向けて、計画的な設備・保全修繕を計画に盛り込むこと。</p>	<p>土木部</p>	<p>高知新港におきましては、県経済を支える物流拠点としてソフト・ハード両面の機能強化を深化・発展させるべく「高知新港振興プラン」を有識者や港湾利用者等で組織した委員会のもと策定しています。この中で、コンテナヤードは年間約2万7千TEUの取扱いが可能とされていますが、昨年のコンテナ取扱量は約1万4千TEUで、利用率にして約53%となっていますことから、現状での荷役利用は可能であると考えております。</p> <p>一方、今回の要望を踏まえ、コンテナヤードの利用状況について聞き取り調査を実施するなど実態を把握するとともに、今後予定していますコンテナバースの増深工事と併せ、コンテナヤードの利用や維持補修等を検討してまいります。</p> <p>また、荷役機械などについても、既存の維持管理計画に基づき、引き続き、安定した荷役が継続できるよう港湾荷役機械の更新を含めた維持管理を計画的に実施してまいります。</p> <p>なお、昨年度要望のありましたリーチスタッカーの更新につきましては、令和4年度に予算化し、現在製作しているところであり、令和5年度末までに完成する予定です。</p>
<p>(2) 高知県では、産業振興計画の柱として掲げられた国内外への「地産外商」を推進すべく、官民を挙げた取り組みが精力的に行われている。今後は、海外販路開拓の成果拡大が県内港湾など物流インフラの利活用と利便性向上に寄与することを期待したい。現状では、間接貿易が多い県内荷主企業が県内唯一の外貿コンテナ航路を持つ高知新港を使うメリットを十分享受できておらず、高知～韓国航路は運航スケジュールや到達日が不安定ななか、東南アジア方面への新規コンテナ航路就航に期待する声とは裏腹に、県内の貨物は県外港へと流出している状況にある。この問題を解決するには、脱炭素を追い風に農林業・漁業・商工業等の各産業分野における生産から高知港を活用した物流までの多岐に渡る調整を横断的に行う機能が必要となる。この「県内港湾を利活用した貿易の拡充」をトータルで支援するための新たな部署を創設するなど、支援体制を確立すること。</p>	<p>土木部</p>	<p>令和2年11月頃から顕在化した新型コロナウイルスの感染拡大の影響による海上コンテナ物流の混乱も令和4年9月頃から海上運賃の下落やスケジュール順守率の上昇など改善の兆しが見られます。</p> <p>令和5年度は第3期高知新港振興プランもスタートします。そうした中で高知県では来年度を反転攻勢の年と考え県内外の荷主企業に高知新港を利用してもらうためにポートセールスを実施し、併せて船社に対しても東南アジア方面への新規コンテナ航路就航を提案していく予定です。太平洋に面した本県の地理的優位性を生かすには東南アジア方面航路の就航は必要不可欠と考えておりますので、今後も重要な課題として取り組んでいく所存です。</p> <p>また、庁内では令和4年度から産業振興推進部の輸出振興監をトップに、全庁の農林業・漁業・商工業等の担当課長に加え港湾振興課長が参加して輸出戦略推進会議を開催しております。同会議を通じ各部署の情報や課題を共有しながら、高知新港を通じた県内企業の輸出の推進に取り組んでいきたいと考えております。</p>
<p>(3) 平成29年度に改定した須崎港港湾計画の事業化を具体的に進めること。</p>	<p>土木部</p>	<p>須崎港では、地域産業の持続的な発展のため、競争力強化に資する物流拠点の形成を目指し、船舶の大型化に対応し企業の国際競争力を強化するための大水深岸壁計画などを盛り込んだ港湾計画を平成29年度に改訂しています。</p> <p>大水深岸壁の整備については、国で事業化に向けた調査・設計を引き続き実施していると聞いており、今後も国・須崎市と連携し早期の事業化に向け取り組んでまいります。</p> <p>また、県事業の-7.5m岸壁の耐震化については、令和5年度に工事に着手する予定です。</p>
<p>(4) 引き続き宿毛湾港の利活用を促進するとともに、岸壁・防波堤等の早期整備を図り、四国西南地域の核となる広域物流港湾としての機能整備を図ること。また、防災拠点港としての機能を発揮できるよう、企業のニーズに沿った宿毛湾港工業流通団地及び丸島へ高台を整備すること。第2防波堤粘り強い化工事（国直轄 工事計画令和2年度～令和5年度）及び第1防波堤粘り強い化工事の早期完成をはかるとともに、宿毛湾港の背後地（荷さばき地）のコンクリート舗装整備すること。</p>	<p>土木部</p>	<p>宿毛湾港の池島地区におきましては、課題であった港内の静穏度を確保するため、平成15年より池島第1防波堤の整備を進め、令和2年8月に池島第2防波堤の延伸整備が完成し、安全で安心して利用できる環境が整ったところです。</p> <p>現在は、防災拠点港として防災機能の向上を図るため、防波堤の粘り強い化の早期完成に向けて、予算の重点配分など国に政策提言を行っています。</p> <p>また、四国8の字ネットワークの道路整備では池島地区の北側にインターチェンジが計画されており、時間距離の短縮や定時制の確保といった課題の改善が期待されることから、四国西南地域の物流拠点となるよう地元関係者の意見等を聞きながら、荷さばき地の舗装など必要な整備を実施してまいります。宿毛湾港工業流通団地団地や丸島での高台の整備については、企業のニーズをお聞きすると共に、高台化による分譲面積の減少や分譲価格の上昇といった課題を踏まえ、対応を検討してまいります。</p>

R4 要望内容	担当部署	回答
<p>3. 国土強靱化</p> <p>本県のような地方圏では経済に占める公共事業の割合が高く、公共事業の動向は地域経済を大きく左右する。公共事業による経済の波及効果、いわゆる「乗数効果」は地方圏において特に有効であり、「国土強靱化5か年加速化対策」はコロナ禍で低迷する景気下支えと、感染症終後の経済立て直しに大きく寄与する。</p> <p>県においては、災害に強く安全で安心できる県土の構築、地方であっても誰もが等しく豊かさを実感できる地方創生社会の実現、そして本県経済の一日も早い回復のため、令和5年度以降も「国土強靱化5か年加速化対策」の当初計画に基づいた公共事業予算の確保、並びに、令和5年度以降の安定した事業量の確保について国に要望すること。</p>	<p>土木部</p>	<p>「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算・財源を安定的に確保するため、政策提言や全国知事会など様々な機会を通じて、国などに対し、働きかけをしてきました。</p> <p>その結果、事業規模の目途として当初示された約15兆円のうち、これまでで約9.6兆円を順調に措置していただきました。</p> <p>今後も引き続き、防災・減災、国土強靱化の予算・財源を、中長期的な見通しのもと、計画的かつ安定的に確保し、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めていけるよう、国などに対し、強く訴えてまいります。</p>
<p>4. 四国新幹線</p> <p>四国新幹線の整備は、交流人口の拡大による地域経済の活性化や観光振興のみならず、大規模災害への対応力向上や在来線の維持確保等の点からも不可欠である。基本計画に留まっている四国新幹線の整備計画の格上げに向け、国による法定調査を実施するための予算措置を引き続き要望すること。</p>	<p>中山間振興・交通部</p>	<p>県としましては、貴会をはじめとする多くの関係機関と連携しながら、四国の新幹線の整備計画への格上げに向けた法定調査の実施について、国に政策提言を行うとともに、四国選出の国会議員との国への要望活動や、四国の新幹線をPRするイベントなどに取り組んできました。</p> <p>四国の新幹線の早期実現のためには、こうした取組に加えて、県民の皆さまに理解と関心を深めていただき、機運の醸成を図ることが重要と考えております。</p> <p>貴会におかれましても、会員の皆様への広報啓発や機運の醸成に向けた取組などについて、引き続きご協力をお願いいたします。</p>
<p>5. その他</p> <p>(1) 経済合理性に基づいた民間主導での5G整備が県内の広い範囲での利用が可能となるまでに長い期間を要することが想定される。情報環境整備が遅れた地方こそ早期整備が必要であることから、国・県のイニシアティブのもと、整備を強力に支援すること。</p> <p>(2) 県民・観光客の足として必要不可欠であるごめん・なはり線、中村宿毛線の存続に向けて、引き続き県が主体となって経営支援策と利用促進策を積極的に講じること。</p> <p>(3) 洋画界の大家で文化勲章受章者でもある奥谷画伯は宿毛市出身であり、その作品は個性が高く評価を受けている。奥谷美術館の建設は交流人口の拡大や地域活性化の面でも大きな効果が期待されることから、広域的な視点に基づき、建設に向けた取り組みを進めること。</p>	<p>総務部</p> <p>中山間振興・交通部</p> <p>文化生活スポーツ部</p>	<p>5G基地局整備については、令和4年3月29日に公表された国の「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」において、人口カバー率を令和12年度末までに各都道府県99%（令和7年度末までに各都道府県90%）を目指すこととされたところです。</p> <p>現状では、都市部を中心に整備が進められておりますが、県としましては、全国知事会とともに、引き続き、全ての地域において偏りなく整備が進むよう国に要請してまいります。</p> <p>県では、関係市町村とともに土佐くろしお鉄道の中村・宿毛線とごめん・なはり線を維持するため、経営安定基金の造成や、安全運行に必要な施設整備、利用促進への支援を行っております。</p> <p>また、県職員の出張の際に鉄道の利用を促すことを目的として、安芸駅・奈半利駅・中村駅への公用車の配置も実施しているところです。</p> <p>さらに、国の臨時交付金を活用して、中村・宿毛線の安全な運行の確保に必要な経費について、関係市町村と協調して支援しています。</p> <p>このように、県としましては、市町村と連携した路線の維持に取り組んでまいりますので、貴会におかれましても、会員の皆様に対して、土佐くろしお鉄道の積極的な利用を呼びかけていただくようご協力をお願いいたします。</p> <p>奥谷先生の作品を展示する美術館の整備の在り方などにつきましては、宿毛市において検討を行うとお伺いしております。</p> <p>今後、県としては、宿毛市の検討の内容もお聞きをした上で、どのように連携を図っていくことができるのか検討していきたいと考えております。</p> <p>(なお、県では令和3年度に県立美術館において、奥谷先生の企画展を開催いたしました。)</p>